

## 施設使用料の見直しについて

現行の使用料は、平成 12 年度に見直しを行い、平成 13 年 7 月（一部は平成 14 年 4 月）に改定を行った。前回の見直し後 6 年が経過したこと及び受益者負担の適正化を図るため、有料施設の使用料の算出方法を見直し、適正な使用料に改定することとする。

今回の見直しにあたっての基本方針は、以下のとおりとする。

### 1 基本方針の 3 つの柱

(1) 施設使用料算出の基本的考え方を見直す。

- ① 「職員人件費」と建物の「減価償却費」を含めた、施設の維持管理・貸出業務のすべての経費を原価とする。
- ② すべての施設の積算方式を統一する。
- ③ 施設の性質別による利用者負担割合を設定する。

(2) 施設利用者の急激な負担増を緩和する。

(3) 団体に対する使用料の減額・免除は、原則として行わないこととし、新たな助成などのしくみを構築する。

### 2 施設使用料の算出方法 <基本方針(1)>

(1) 施設の維持管理や貸し出し受付業務などには、人的な対応が不可欠である。これまでも施設の運営を一部委託する場合など、その委託経費に人件費分が含まれていた。今回の見直しでは、施設の貸出の維持管理などにかかる「職員人件費」を新たに算入する。

また、建物の「減価償却費」は、使用などにより毎年減少していく固定資産の価値を金額で示したものであり、費用として認識する必要があるため、「減価償却費」のうち、貸出面積にかかる部分についても使用料の原価に新たに算入する。「職員人件費」、「減価償却費」を含む、施設の維持管理・貸出業務のすべての経費を原価とする。

(2) 平成 10 年度に一部の利用について有料化した地域センター、勤労福祉会館、高齢者会館などについては、使用料の原価に算出する経費を、光熱水費、清掃委託料、管理委託料、小破修理費に限定していた。今回の見直しでは、

この方式は採用しないこととし、全ての施設の原価計算方式を統一し、利用者の負担の公平化を図る。

#### ◆使用料の原価に算入する経費

- ・施設の維持管理・貸出業務に直接かかる職員人件費（退職給与引当金繰入を含む）
- ・施設にかかる電気・ガス・水道料金
- ・清掃や管理・安全点検などにかかる委託経費
- ・消耗品・備品の購入費（付属設備の使用料を徴収している備品購入費を除く）  
やクリーニング代などの維持管理経費
- ・施設管理・受付業務等に係る印刷経費・消耗品購入費など
- ・施設の修繕のための工事費（1件500万円以上のものを除く）
- ・建物の減価償却費

※1つの施設で複数の機能を有する施設については、貸出部分毎の面積によって按分し原価を算出する。光熱水費や清掃委託費を原価に算入するにあたっては、事務室部分の該当経費は含めず、貸出面積等の部分にかかる経費を面積按分などにより算出し、計上する。

(3) 施設の維持管理・貸出業務のすべての経費を原価とし、積算方式を統一した上で、施設の性質により利用者負担の割合を設定し、施設使用料を算出する。具体的な施設別の利用者の負担割合は、別紙1のとおりとする。

$$\boxed{\text{施設使用料算出額} = \text{原価} \times \text{施設の性質別負担割合(利用者負担)}}$$

### 3 急激な負担増の緩和 <基本方針(2)>

引き上げ率の上限は、現行施設使用料の1.5倍とし、利用者負担増を緩和することとする。なお、今後、施設使用料は3年ごとに見直すこととする。

### 4 減額・免除制度の見直しについて <基本方針(3)>

区の施設は、「有料」での利用を原則としたものであっても、地域自治活動、子どもの健全育成活動、保健福祉活動、地域環境の保全活動などについては、使用料の減額または免除を行い、団体の活動を振興してきた。

しかし、「減額・免除」の基準が区民に分かりにくい。また、団体の活動内容に対してではなく、団体の性格により減額・免除している状況もあり、透明性や公平性を確保する手立てを構築し、できる限り使用料として収入することが必要である。

のことから、団体に対する減額・免除について次のとおり見直すこととする。

### (1) 通常の有料施設

現在、行っている団体に対しての使用料の減額・免除は、原則的に行わないこととし、団体の活動内容に着目し、公共性・公益性のある活動については、助成金の交付、区との共催、事業の委託により支援していく。

### (2) 施設の目的外使用に対して使用料を徴収している施設

中野区行政財産使用料条例の別表で使用料が定められている施設の目的外使用については、通常の有料施設の使用形態と同じなので、上記の通常の有料施設と同様の扱いとする。

ただし、別表以外の行政財産の目的外使用については、行政財産の目的外使用の特性から減額・免除を適用する。

## 5 使用料見直しの対象施設

### (1) 通常の有料施設

#### 使用料を徴収している施設（一部有料を含む）

- ① 地域センター
- ② 勤労福祉会館
- ③ 高齢者会館
- ④ 少年自然の家
- ⑤ 自転車駐車場
- ⑥ 学習室（江古田の森公園）

#### 指定管理者による管理の施設（有料施設）

##### ※条例で施設利用料金の限度額を定める施設

- ①もみじ山文化センター
- ②体育館（中野・鷺宮）
- ③野方区民ホール
- ④なかの芸能小劇場
- ⑤野球場・庭球場（上高田・哲学堂）
- ⑥弓道場（哲学堂）
- ⑦集会場（哲学堂公園内 瞳明閣）

### (2) 中野区行政財産使用料条例の別表で使用料が定められている施設

- ① 商工会館
- ② 消費者センター・環境リサイクルプラザ
- ③ 南中野児童館（音楽室）
- ④ ふれあいの家（城山、みずの塔）
- ⑤ 谷戸学童クラブ
- ⑥ 男女共同参画センター

- ⑦ 社会福祉会館
- ⑧ 高齢者福祉センター（堀江、鷺宮）
- ⑨ 障害者福祉会館
- ⑩ かみさぎこぶし園
- ⑪ 弥生福祉作業所
- ⑫ 教育センター
- ⑬ 野方図書館(集会室)
- ⑭ 地域生涯学習館
- ⑮ 区立学校（体育館）（二中・九中温水プール）
- ⑯ 職員研修センター

## 6 施設使用料改定額の試算結果

「別紙2 施設使用料改定額の試算」のとおり

## 7 助成金交付制度

「別紙3 「区施設の使用にかかる助成金交付制度」の構築について(案)」  
のとおり

## 8 今後の日程（予定）

平成19年9月上旬	総務委員会及び各常任委員会に「施設使用料の見直しについて」報告
平成19年9月下旬	「施設使用料の見直しについて」区報掲載 各部による関係団体への説明(意見交換会)
平成19年10月中旬	第3回定例会の総務委員会及び各常任委員会にパブリックコメント（案）を議会報告
平成19年10月下旬～11月中旬	パブリックコメント手続
平成19年11月中旬	第4回定例会に施設使用料条例改正（案）を提案
平成20年 7月	施設使用料改正条例施行

## 別紙 1

### 施設の性質別負担割合

〈基本的な考え方〉

① 区民が日常生活を営む上で基本的に必要なものとして整備した施設のコストについては、全額公費(税)で負担する。

② 個人による選択性が高く、専ら利用者の便益に資する施設のコストについては、利用者が全額負担することを原則とする。ただし、文化・芸術やスポーツ振興などの政策的な観点から区が整備した施設については、民間類似施設の利用機会なども勘案し、施設コストの一定割合を公費で負担する。

区分	施設の分類	施設名	経費の負担率
A	福祉施設 区民自治施設	障害者福祉会館 高齢者会館 地域センター(自治活動等利用) 商工会館 環境リサイクルプラザ 消費者センター 男女平等参画センターなど	利用者 0% 税 100%
B	集会室	地域センター・高齢者会館(スポーツ・音楽活動等) 勤労福祉会館(会議室・談話室等) 学習室、集会場(江古田の森、哲学堂公園) 区立施設の目的外利用(集会室)	利用者 50% 税 50%
C	ホール	もみじ山文化センター 野方区民ホール なかの芸能小劇場	利用者 70% 税 30%
D	スポーツ施設	体育館(中野・鷺宮) 野球場・庭球場(上高田・哲学堂) 弓道場(哲学堂) 勤労福祉会館(体育室等) 区立学校(体育館) 二中・九中温水プール	利用者 70% 税 30%
E	自転車駐車場等	自転車駐車場(有料制) 少年自然の家	利用者 100% 税 0%

## 別紙 2

## 施設使用料改定額の試算

## A 引き下げとなる施設

区分	施 設			現行料金	改定予定額	参考
						試算額 (原価)
集会室 利用者負担割合:0.5	1 勤労福祉会館 (集会室部分)	大会議室	午前	1,500	1,300	2,585
			午後	2,100	1,800	3,618
			夜間	1,800	1,600	3,101
		会議室1	午前	500	400	862
			午後	600	500	1,034
	2 商工会館 (目的外使用)	第一会議室	午前	700	据え置き	1,336
			午後	900		1,718
			夜間	900		1,718
		大会議室	午前	1,500	1,400	2,864
			午後	2,000	1,900	3,818
			夜間	2,000	1,900	3,818
	3 南中野児童館 (目的外使用)	音楽室	午前	300	200	479
	午後		300	200	479	
	夜間		300	200	479	
	4 城山ふれあいの家 (目的外使用)	遊戯室	午前	1,200	1,100	2,252
	午後		1,600	1,500	3,003	
	18:00~20:00		800	据え置き	1,502	
	5 男女共同参画センター (目的外使用)	研修室	午前	700	600	1,206
	午後		1,000	900	1,723	
	夜間		800	700	1,378	
	6 堀江高齢者福祉センター (目的外使用)	大広間	午前	1,300	900	1,806
	午後		1,800	1,300	2,501	
	夜間		1,800	1,300	2,501	
	7 鷺宮高齢者福祉センター (目的外使用)	教養娯楽室	午前	1,500	1,000	2,084
	午後		2,000	1,400	2,778	
	夜間		2,000	1,400	2,778	
	8 かみさきこぶし園 (目的外使用)	多目的ホール	午前	900	800	1,664
			午後	1,200	1,100	2,219
			夜間	900	800	1,664
		調理実習室	午前	500	据え置き	925
			午後	600		1,110
			夜間	500		925
	9 弥生福祉作業所 (目的外使用)	生活指導室	午前	300	200	479
	午後		600	500	958	
	夜間		600	500	958	

## B 引上率1.5未満の施設(据え置きを含む)

区分	施 設			現行料金	改定予定額	参考
						試算額 (原価)
集会室 利用者負担割合:0.5	10 職員研修センター (目的外使用)	第一及び第二研修室	午前	800	据え置き	1,538
			午後	1,200		2,307
			夜間	1,200		2,307
	11 みづの塔ふれあいの家 (目的外使用)	和室一 和室二	午前	300	据え置き	563
			午後	400		751
			夜間	300		563
	12 学童クラブ (目的外使用)	谷戸学童クラブ	9:00~12:00	200	据え置き	375
			13:00~15:00	200		375
			18:00~22:00	200		375
			16:30~22:00	200		375
	13 社会福祉会館 (目的外使用)	会議室A 会議室B	午前	300	400	849
			午後	300	400	849
			夜間	300	400	849
	14 脳害者福祉会館 (目的外使用)	多目的室一 多目的室二	午前	400	据え置き	840
			午後	600		1,260
			夜間	600		1,260
		音楽室	午前	1,100	1,200	2,310
			午後	1,400	1,500	2,940
			夜間	1,400	1,500	2,940
	15 瞑明閣(哲学堂集会場)	1回(4時間以内)		600	800	1,682
	16 江古田の森公園 学習室		4時間以内	400	500	1,037
	17 教育センター (目的外使用)	視聴覚室	午前	800	据え置き	1,624
			午後	1,000		2,030
			夜間	1,000		2,030
	18 地域生涯学習館 【例示 みなとつぶ21:ー中】	多目的ホールB	9:00~12:00	600	900	1,731
			13:00~15:30	500	700	1,443
			15:00~18:00	500	700	1,443
			18:30~21:45	700	1,000	2,020

ホール 利用者負担割合:0.7	19	もみじ山文化センター	大ホール 入場料無料の場合	日・休日	午前	93,700	95,900	137,055
					午後	149,900	153,500	219,259
					夜間	124,900	127,900	182,691
			小ホール 入場料無料の場合	土日・休日	午前	26,800	27,400	39,200
					午後	51,800	53,000	75,768
					夜間	68,400	70,000	100,049
			視聴覚ホール 入場料無料の場合		午前	3,800	3,900	5,558
					午後	6,700	6,900	9,800
					夜間	8,600	8,800	12,579
			プラネタリウム		幼児・小中学生	100	据え置き	146
					高校生以上	200		293
					午前	2,100	2,200	3,072
スポーツ施設 利用者負担割合:0.7	20	野方区民ホール	入場料無料の場合	土日・休日	午後	2,800	2,900	4,096
					夜間	2,700	2,800	3,949
					午前	10,800	11,100	15,797
	21	なかの芸能小劇場	入場料無料の場合	土日・休日	午後	21,700	22,200	31,741
					夜間	26,000	26,600	38,030
					午前	5,100	5,200	7,460
	22	勤労福祉会館(体育施設部分)	体育室		午後	10,800	11,100	15,797
					夜間	12,400	12,700	18,137
					午前	5,200	6,300	8,960
					午後	8,000	9,600	13,784
			小体育室		夜間	10,700	12,900	18,436
					個人利用	240	290	414
					午前	900	1,100	1,551
					午後	1,400	1,700	2,412
			多目的ホール		夜間	2,000	2,400	3,446
					個人利用	240	290	414
					午前	5,200	6,300	8,960
					午後	8,000	9,600	13,784
					夜間	10,700	12,900	18,436
	23	中野体育館	主競技場(団体利用)	日・休日 入場料無料・アマチュアスポーツの場合	早朝	10,800	11,000	15,782
					午前	28,200	28,800	41,209
					午後	39,600	40,500	57,867
					夜間	45,100	46,100	65,905
			卓球場(団体利用)	日・休日 入場料無料・アマチュアスポーツの場合	早朝	2,000	据え置き	2,923
					午前	5,500		8,037
					午後	7,900	8,100	11,544
					夜間	8,600	8,800	12,567
			柔道場・剣道場(団体利用)	日・休日 入場料無料・アマチュアスポーツの場合	早朝	1,600	据え置き	2,338
					午前	4,400		6,430
					午後	5,500	5,600	8,037
					夜間	6,400	6,500	9,352
自転車駐車場等 利用者負担割合:1.0	24	鷺宮体育館	競技場(団体貸切)	日・休日 入場料無料・アマチュアスポーツの場合	午前	20,000	20,500	29,226
					午後	27,900	28,500	40,770
					夜間	32,100	32,800	46,908
	25	鷺宮体育館	プール	個人利用(1時間)	大人	220	280	400
					小中学生	110	140	200
				1コース	4,800	据え置き	6,800	
				団体貸切	全コース	33,500	47,801	
				子ども用プール	3,300	3,400	4,800	
	26	二中・九中温水プール	団体利用	プール全体(1時間30分以内)		41,900	据え置き	59,800
				プール1コース(1時間30分を超える2時間以内)		7,000		10,600
			個人利用	小中学生	2時間以内	180	210	300
				大人	2時間以内	360	420	600
	27	上高田・哲学堂	庭球場(1面、1時間以内)			600	700	1,050
自転車駐車場等 利用者負担割合:1.0	28	有料制自転車駐車場	中野駅北口中央(1階)			2,200	据え置き	2,197
			沼袋第二ほか			1,900		1,897
			鷺宮東ほか			1,600		1,598
			鷺宮南ほか			1,100		1,098
			自転車	1日		100		100
			原動機付・自動二輪	1日		200		200
	29	少年自然の家(常葉・軽井沢)	中学生以下(1泊)			800	1,000	1,025
			その他(1泊)			1,600		2,049

C 引き上げ率1.5(上限)の施設

区分	施 設			現行料金	改定予定額	参考
						試算額 (原価)
集会室  利用者負担割合:0.5	30 地域センター  31 消費者センター・環境リサイクルプラザ(目的外使用)  32 高齢者会館  33 野方図書館(目的外使用)	和室・洋室など 【例示 南中野地域センター】  第一会議室  高齢者集会室和室・洋室など 【例示】  会議室二	午前 午後 夜間  午前 午後 夜間  午前 午後 夜間	200	300	645
				300	400	967
				400	600	1,289
				500	700	1,611
				600	900	1,934
				700	1,000	2,256
				1,500	2,200	4,834
				2,100	3,100	6,768
スポーツ施設  利用者負担割合:0.7	34 上高田・哲学堂  35 哲学堂弓道場  36 体育館開放(小中学校)	野球場(1面、2時間以内)  個人利用(1回3時間30分以内)  団体貸切利用  小学校体育館 中学校体育館 中学校小体育館	午前 午後 夜間  午前 午後 夜間  午前 午後 夜間  1回 (3時間以内)	2,500	3,700	8,355
				390	580	969
				4,200	6,300	10,437
				6,300	9,400	15,656
				8,600	12,900	21,371
				300	400	4,982
				400	600	6,642
				200	300	3,321

※ 網掛け部分は、改定予定額が引き下げるなるもの

※ 1.5倍(上限)額は、現行料金×1.5倍を超えないよう端数を切捨、その他は四捨五入。

## 「区施設の使用にかかる助成金交付制度」の構築について（案）

### 1. 制度構築の趣旨

区の施設使用料の見直しに伴い、使用料の減額・免除制度を行わない場合において、区民団体（区民が自主的に組織する非営利の団体）による区民公益活動（不特定多数の区民の利益の増進に寄与する非営利の活動）を支援するため、簡便なしくみにより使用料への助成を行うこととする。

### 2. 制度の概要

区民団体（区民が自主的に組織する非営利の団体）が行う区民公益活動への支援として、施設使用料の助成を行う。

具体的には、まず使用料の助成金を希望する団体は、「登録申請書」に「団体の規約(会則)」「会員(役員)名簿」「年間の活動内容」等を添え、事前に区へ申請し登録する。

登録を終えた団体が、施設を使用する場合には、施設申請と同時に助成金の交付申請を行い、区長は施設の使用承認と助成金の交付決定を同時に行う。

その際、区長が助成金を代理受領し、それを使用料に充当するしくみとする。

#### 申請できる団体の要件（次の要件をすべて満たすことが必要）

1. 区民が自主的に組織し、区民を対象とした公益活動を行う非営利の団体であること。  
(社会福祉法人等の法人は対象外。区民が自主的に組織したNPO法人は可)
2. 主たる事務所又は連絡場所が区内にあること。
3. 規約及び会員名簿等を有すること。
4. 希望者は、任意に加入、脱退ができる等団体の運営が民主的に行われていること。

#### 助成の対象とする活動の要件（次の要件をすべて満たすことが必要）

1. 不特定多数のものの利益の増進に寄与する、非営利の活動
2. 区の政策目的に整合している活動
3. 宗教、政治、選挙活動を目的としない活動